

令和2年12月23日

新型コロナウイルス感染症関連ニュース Vol.17 (※R2.4.13以降カウント)

※会員専用及び県民向けHPにも掲載しております。

(一社) 島根県歯科医師会

次のとおり情報提供いたします。

感染対策助成金（介護分）

介護保険（居宅療養管理指導）算定の歯科医院（居宅療養管理指導事業所）に対する助成金のご案内です。

【対象】

令和2年1月15日以降に介護請求（居宅療養管理指導）のあった歯科医院

【助成の内容】

①感染症対策へのかかりまし経費（上限3万3千円）

感染症対策に要する物品購入が主な対象となります。

②介護サービス再開に向けてかかった経費（上限20万円）

密を避けてサービスの提供を行うため、事業所の環境整備に要した費用が対象
また、サービス再開のために電話あるいは訪問により確認を取った場合も別途助成金の対象となります。

【申請期限】2月末

詳しくは島根県HP（トップ / 医療・福祉 / 福祉 / 高齢者福祉 / 介護保険【事業者向け】）をご覧ください。

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/new_coronavirus_sien.html

また、事業内容、申請方法等ご不明な点がございましたらコールセンターにご連絡下さい。

〈コールセンター連絡先〉

TEL：080-8984-5713（平日の9：00～16：45）

e-mail：kaigo-sieniroukin@pref.shimane.lg.jp

参考資料（島根県歯科医師会HPでご覧になれます）

- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分） 申請マニュアル
- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）に関するQ&A（第2版）
- 案内チラシ